

高齢者の皆さん！

交通事故に気をつけましょう

発行：郡山市セーフコミュニティ推進協議会「交通安全対策委員会」

使って「あんしん」反射材

ぜひ反射材を 活用しましょう！

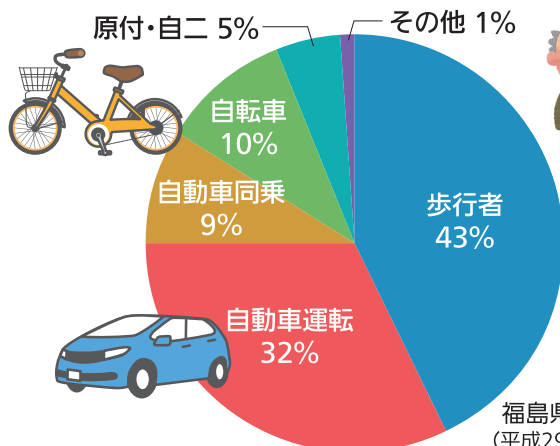


歩行者の存在を積極的にドライバーに知らせることが有効です。
夕暮れ時から明け方にかけては、ぜひ**反射材**を活用しましょう！
※横断歩道の利用など、**交通ルール**を守りましょう！

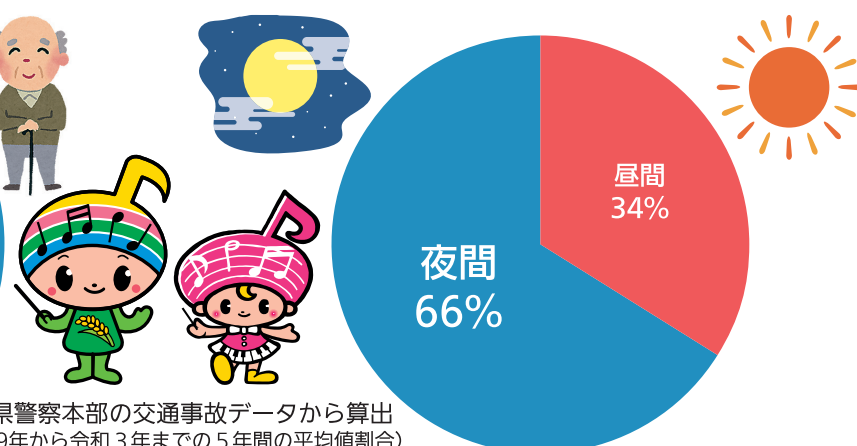
歩行中の事故に注意！

福島県内の高齢者の交通事故の内訳は「歩行中」が全体の43%であり、時間帯は66%が夜間です。

高齢者の交通事故 状態別死者数割合



高齢歩行者の昼夜別死亡事故割合



福島県警察本部の交通事故データから算出
(平成29年から令和3年までの5年間の平均値割合)

令和4年4月1日から自転車保険等への加入義務化

福島県では「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和3年10月12日福島県条例第77号）」において、令和4（2022）年4月1日から、自転車利用者は自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられました。

自転車を利用する方は、必ず自転車の保険に加入しましょう！



▲詳しくはこちら

高齢ドライバーが安心して運転するには

福島県内の高齢運転者の事故（第1当事者）



福島県警察本部の交通事故データより

高齢者が交通事故の「加害者」になるケースが年間800件以上発生しています。

体調を考えながら安全な運転を心掛けましょう！

- ・ 早めのライト点灯
- ・ 安全な速度での運転
- ・ 安全運転講習会などで自分の運転能力をチェック

交通安全教室の申し込みを受け付けています



郡山市では、交通教育専門員による交通安全教室の講師を無料で派遣しています。お気軽にセーフコミュニティ課（電話024-924-2151）までお問い合わせください。
※学校や保育所、企業や高齢者施設、任意のグループ等、幅広い団体で利用可

申し込み手順

① セーフコミュニティ課に電話申し込み・日程調整

② 申請書に必要事項を記入しセーフコミュニティ課へ（FAX、持参、郵送等）

申請書は市ウェブサイトからダウンロード可

③ 交通安全教室の開催

詳しくはこちら→

ご自身や家族の方が運転に不安を感じたら

高齢者運転免許証返納推進事業

免許証を返納された方には**バス・タクシー利用券を交付**します。

- **対象者**：75歳以上の郡山市民で運転免許証の全てを返納した方
※返納時に75歳以上の方が対象です。
- **申請期間**：警察署又は運転免許センターへ免許証を返納した日から1年間
※返納した時に「取消通知書」の交付を受けてください。
- **内容**：5,000円分(500円券×10枚綴り)のバス・タクシー利用券の交付
※お一人様1回限り。有効期限は1年間、本人のみ利用可能。詳しくはこちら→

